

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 毎週火、金曜日発行

目 次 (取扱課室名) ページ

			(以放床主作	1)	
〇 告:	示				
613	有害図書等の指定	(青少年	• 男女共同参画課	₹)	1
614	優良ソフトの推奨	(")	2
615	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の	変更	(障害福祉課	₹)	2
616	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概念	要	(商工振興課	₹)	3
617	山田ダム土地改良区の役員の就退任		(農業農村整備課	₹)	3
618	和歌山県御坊警察署仮説庁舎賃貸借に係る一般競争入札に	参加する者	に必要な資格等		
			(警察本部	3)	5
〇 公	安委員会告示				
23	警備員指導教育責任者講習の実施				7
〇 公	告				
入札	公告		(警察本部	3)	11

告示

和歌山県告示第613号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等 として、次のものを平成23年5月18日指定した。

平成23年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	タトゥー・トライバル vol. 46	67787-63	富士美出版
雑 誌	シークレット!アサ芸 VOL. 12	20018-6/1	徳間書店
月刊誌	実話マッドマックス 6月号	15279-06	コアマガジン
月刊誌	サーカス・マックス 6月号	04099-06	KKベストセラーズ
月刊誌	黄金のGT 6月号	12259-06	晋遊舎
月刊誌	特冊新鮮組DX 6月号	06681-6	竹書房
月刊誌	BLACKBOX 6月号	17843-6	三英出版
月刊誌	実話BUBKAタブー 6月号	05375-06	コアマガジン
月刊誌	漫画実話ナックルズ 6月号	18421-6	ミリオン出版
月刊誌	ブブカ 6月号	17885-06	コアマガジン
月刊誌	劇画マッドマックス 6月号	03369-06	コアマガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 6月号	01805-6	鉄人社

和歌山県報 第 2260 号

月刊誌	エキサイティングマックス! 6月号	02091-6	ぶんか社
コミック	上級恋愛ミント 6月号	04593-6	近代映画社
コミック	絶対恋愛スウィート 6月号	15557-06	笠倉出版社
コミック	アクア 6月号	13803-06	オークラ出版
コミック	ドラ 6月号	16695-06	コアマガジン
コミック	ビーボーイゴールド 6月号	17779-06	リブレ出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第614号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第6条の規定により、優良ソフトウェアとして、次のソフトウェアを平成23年5月18日推奨した。

平成23年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1	推奨番号	平成23年-1
2	ソフト名	i-フィルター 6.0
3	販売元	デジタルアーツ社
4	ソフトの内容	i-フィルター6.0は、日々変化する有害サイトに対応した家庭向けのフィルタリングソフトであり、青少年の年齢層に応じたフィルタリング設定が簡易であるばかりでなく、青少年の使用目的に応じた個別設定も容易に行えます。 青少年の求めに応じた進化的なフィルタリング設定が、青少年と保護者とのコミュニケーションにより適切に行わしめることが可能なソフトであり、青少年を有害環境から保護するだけでなく、家庭におけるインターネットモラル教育にも多大な有効性を備えています。

推奨理由

インターネット環境から、青少年にとって有害な情報を排除するため、また、家庭でのインターネットモラル教育の促進のため、格好の機能と簡便性を備えたi-フィルター6.0は、青少年の健全育成に有益と認められる。

和歌山県告示第615号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変	更	前	変	更	後	変 更 年月日
3010100 893	楠見ホームヘル パーステーショ ンすずらん		主たる事務所の 所在地	和歌山市	ī大谷4	12-4	和歌山市	万楠見□	† 295−5	平成 23. 4. 1

和歌山県告示第616号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要 について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパーセンターオークワ橋本店

橋本市妻二丁目166番-1 他

2 意見の概要

施工中及び開店後の近隣住民への騒音対策や安全対策に十分なご配慮をお願いしたい。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

橋本市経済部商工観光課(橋本市東家一丁目1番1号)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年5月27日から同年6月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第617号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により山田ダム土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員(平成23年5月16日退任)

職名氏名住所

理事 中村愼司 紀の川市貴志川町西山463番地 理事 林秀治 紀の川市貴志川町長山1630番地 理事 田村弘 紀の川市貴志川町鳥居235番地 理事 田邨忠 紀の川市貴志川町岸宮593番地

理事 上山信夫 紀の川市貴志川町長原361番地 理事 阪上博文 紀の川市貴志川町長原680番地

理事 服部吉宏 紀の川市貴志川町長原1380番地内1

理事 山本佳司 紀の川市貴志川町国主88番地

理事 森本俊弘 和歌山市毛見1505番地の1 パシフィックビスタ I 708号室

理事 中西清隆 紀の川市貴志川町尼寺211番地 理事 佐古邦男 紀の川市貴志川町神戸472番地 理事 小西邦男 紀の川市貴志川町井ノロ773番地 理事 樫葉安雄 紀の川市貴志川町井ノロ102番地 理事 髙山安徳 紀の川市貴志川町岸小野166番地

理事 小西和宏 紀の川市貴志川町高尾75番地 理事 楠部忠史 紀の川市貴志川町北626番地

理事 上田達雄 紀の川市貴志川町北山284番地 理事 山本典生 紀の川市貴志川町丸栖300番地

和歌山県報 第2260号

田村善雄 紀の川市貴志川町丸栖10番地 理事 理事 坂口榮司 紀の川市貴志川町丸栖1638番地 理事 北谷博文 海南市七山1152番地2 理事 秦野均 海南市高津790番地 理事 尼岡孝敏 紀の川市桃山町調月893番地 紀の川市桃山町調月701番地 理事 小坂善次 理事 谷口正児 紀の川市桃山町調月2228番地1 理事 西宏明 紀の川市桃山町最上738番地2 理事 津田繁介 紀の川市桃山町最上391番地1 理事 向江信夫 海草郡紀美野町長谷1335番地 監事 嶋本幸雄 紀の川市貴志川町北56番地2 監事 中西文夫 紀の川市貴志川町尼寺762番地 監事 秦野吉史 海南市高津890番地 2 就任した役員(平成23年5月17日就任) 職名 氏 名 住 所 理事 中村愼司 紀の川市貴志川町西山463番地 理事 田伏享 紀の川市貴志川町長山145番地 理事 野尻克已 紀の川市貴志川町鳥居242番地 理事 田邨忠 紀の川市貴志川町岸宮593番地 理事 上山信夫 紀の川市貴志川町長原361番地 理事 矢田善康 紀の川市貴志川町長原996番地 理事 服部告宏 紀の川市貴志川町長原1380番地内1 理事 山本佳司 紀の川市貴志川町国主88番地 和歌山市毛見1505番地の1 パシフィックビスタ I 708号室 理事 森本俊弘 理事 中面道男 紀の川市貴志川町尼寺13番地 理事 南栄成 紀の川市貴志川町神戸732番地1 紀の川市貴志川町井ノ口1473番地 理事 米田喬英 理事 樫葉安雄 紀の川市貴志川町井ノ口102番地 理事 髙山安德 紀の川市貴志川町岸小野166番地 理事 小西和宏 紀の川市貴志川町高尾75番地 理事 楠部忠史 紀の川市貴志川町北626番地 理事 上田達雄 紀の川市貴志川町北山284番地 紀の川市貴志川町丸栖300番地 理事 山本典生 理事 田村善雄 紀の川市貴志川町丸栖10番地 理事 坂口榮司 紀の川市貴志川町丸栖1638番地 理事 中西孝幸 海南市七山1177番地5 理事 秦野均 海南市高津790番地 理事 尼岡孝敏 紀の川市桃山町調月893番地 理事 小坂善次 紀の川市桃山町調月701番地 紀の川市桃山町調月1899番地 理事 山下繁明 理事 西宏明 紀の川市桃山町最上738番地2 理事 津田繁介 紀の川市桃山町最上391番地1 理事 横山行雄 海草郡紀美野町長谷1147番地2 監事 嶋本幸雄 紀の川市貴志川町北56番地2

監事 佐古邦男 紀の川市貴志川町神戸472番地

監事 秦野吉史 海南市高津890番地

和歌山県告示第618号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項並び に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規 定に基づき、和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその 資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成23年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事業の名称等
 - (1) 事業名称

和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借

(2) 事業内容等

和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成23年5月27日(金)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借と同種同規模の賃貸借契約を過去5年以内に締結した実績がある者であること。 なお、同種とは、建物リースとし、同規模とは、2階建て以上かつ延べ床面積230㎡以上とする。
- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には、その役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であること。
- (8) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していない者であること。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない者であること。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していない者であること。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3月を経過していないもの)
 - エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3月を経過していないもの)
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において発行後3月を経過していないもの)
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
- コ 申請者の建物賃貸借に関する実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写し及び建物完成図書の写しを添付すること。)
- (2) (1) のイから才まで及びキに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務 の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を 経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者、条件付き一般競争入札における 和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)における(資格認定)に基づく審査を経て、現に有効な資格認定の通知書を交付されている者又は和歌山県外に主たる営業所を 有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準 (平成20年12月26日施行)第6条に基づく資格認定の審査を経て、現に有効な資格認定の通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成23年5月27日(金)から同年6月2日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成23年5月27日(金)から同年6月3日(金)午後4時までの間、5に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成23年5月27日(金)から同年6月9日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出することとする。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部庁舎2階

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成23年6月14日(火)までに申請者に通知する。

- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、平成23年6月16日(木)午後4時までに書面により求めることができる。
 - (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成23年6月20日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第23号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育 責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成23年5月27日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 堉 嗣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第2号の業務(以下「2号警備業務」という。)に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(2号)」という。)	平成23年7月28日 (木) から同年8月5日 (金) までの 土曜日及び日曜日を除く7 日間	1番2号	30名
2号警備業務に係る講習で、2の(2) に掲げる者を 対象とするもの(以下「追加取得講習(2号)」と いう。)			
法第2条第1項第3号の業務(以下「3号警備業務」という。)に係る講習で、2の(3)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(3号)」という。)	平成23年7月28日 (木) から同年8月5日 (金) までの 土曜日及び日曜日を除く7 日間	1番2号	10名
3号警備業務に係る講習で、2の(4)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(3号)」という。)			

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習 (2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 (2号)

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等 提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者

- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (3) 新規取得講習 (3号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次の いずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に 従事しているもの
- (4) 追加取得講習 (3号)

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等 提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書 の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 3 受講を希望する者の手続
- (1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成23年6月28日(火)から同月30日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

- (2) 申込み受付
 - (1) により、受講予定者となった者は、平成23年7月5日(火)から同月7日(木)まで(各日とも

午前9時から午後5時までの間)の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)。

- (3) 事前申出及び申込み時の注意事項
 - ア 事前申出は、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
 - イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
 - ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
 - エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)。
 - オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に 受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。
 - カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問い合わせ先に確認しておくこと。
- 4 申込み時の必要書類
 - (1) 新規取得講習(2号)の受講予定者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「2号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

- (2) 追加取得講習(2号)の受講予定者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

- イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
- (ア) 2の(2)のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習 (3号) の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(3)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(3)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(3) のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の (3) のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し 1通

(オ) 2の(3)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(4) 追加取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 2の(4)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(4)のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(4)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証 明書の写し 1通

(ウ) 2の(4)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(4)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る

合格証の写し 1通

(オ) 2の(4)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る 合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

- (5) (1) から (4) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ、オ若しくは2の(2)のア、ウ、オ又は2の(3)のア、ウ、オ若しくは2の(4)のア、ウ、オに該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のア、2の(2)のア、2の(3)のア又は2の(4)のアに該当する者にあっては、(1)のイの(ア)、(2)のウの(ア)、(3)のイの(ア)又は(4)のウの(ア)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。
- 5 手数料

手数料は、申込み時に和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習 (2号) 38,000円
- (2) 追加取得講習 (2号) 14,000円
- (3) 新規取得講習 (3号) 38,000円
- (4) 追加取得講習 (3号) 14,000円
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話番号:073-423-0110 (内線3027又は3028)

公告

入札公告

和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成23年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度

平成23年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借 一式

(3) 賃貸借期間

平成23年10月1日から平成25年7月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 納入場所

和歌山県御坊市湯川町財部237-1 和歌山県御坊警察署敷地内

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第618号に規定する和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借に係る一般競争入札参加 資格を有する者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部庁舎 和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。) 電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成23年5月27日(金)から同年6月2日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時までとする。

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、会計課に対して平成23年6月3日(金)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所

和歌山県和歌山市湊通丁北一丁目2-1 和歌山県庁南別館防災対策室B

イ 入札日時

平成23年6月21日 (火) 午前11時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された 旨の通知書の写しを持参することとする。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札保証金に関する事項
 - (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 8 契約保証金に関する事項
 - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
 - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、 無効とする。

- 10 入札執行方法の細目
- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書のとおりとする。
- (2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落 札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを 引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない会計課の職員にくじを引かせ るものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- 11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

- 14 その他
 - (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課施設財産係

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
- (1) Lease of building a temporary police station
- (2) Time limit for tender:

By hand: Tuesday, June 21, 2011 11:30A.M

(3) Contact point for the notice:

和歌山県報 第 2260 号

平成23年5月27日(金曜日)

Finance Section	117 1	0	C40 0500	T	
1-1-1 Komatsubaradori	Wakayama	City,	640-8588,	Japan	
phone: 073-423-0110					